

## 草加市監査委員告示第 1 号

### 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、草加市長より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年 2月28日

草加市監査委員 梅 田 隆 志

草加市監査委員 佐 藤 勇

### 通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について

#### 定例監査の結果に関する報告(平成17年2月28日草監第315号)

#### 健康福祉部福祉課

##### 1 監査結果

###### (1) 契約事務について

社会福祉活動センター施設維持管理委託において、具体的な業務内容及び履行確認等の提出書類の定めが見受けられないので、適正な業務の執行がはかれるよう仕様書の整備をされたい。

平成17年度から社会福祉活動センター施設維持管理委託契約の仕様書の中に具体的な業務内容を明示するとともに、報告様式を作成し、作業内容の履行確認のため定期的な報告書の提出についても併せて仕様書に盛り込み、実施していま

###### (2) 補助金の算定基準について

草加市遺族会補助金、草加市傷痍軍人会補助金及び草加地区更生保護女性会補助金について、交付額の算定基準を明確にされたい。

草加市社会福祉団体等補助金交付要綱を一部改正（平成17年告示第97号）し、各対象団体における補助対象事業、補助対象経費等を定め、平成17年度からこれに基づく補助金の交付を実施しています。

## 健康福祉部長寿福祉課

### 1 監査結果

#### (1) 過年度収入に係る調定の繰越時期について

平成15年度（年度内）に調定されたが収入未済であった老人ホーム入所者負担金において、出納閉鎖期日後までに納入されなかったものについては、翌年度調定繰越をし、過年度収入事務を行うところ未処理であった。適正な事務処理をはかられたい。

平成16年度の調定繰越分については平成17年4月1日付けで調定繰越処理を行いました。

#### (2) 契約事務について

平成元年12月26日付で締結した土地賃貸借契約書（老人福祉センター拡張用地、現在のであいの森）第4条の賃借料については、賃借料のほか権利金も含まれているので、契約書の記載方法について、適正に明記されたい。

平成17年3月31日に、契約書に特記事項を加え、賃借料と権利金の性質を明確化した契約の取り交わしを行いました。なお、平成21年度までの契約期間であり、平成17年度については契約金の変更等は生じておりません。

#### (3) 補助対象経費について

生きいき健康づくり事業補助金について、具体的な補助対象経費の定めがないので、明確にされたい。

草加市老人クラブ等補助金交付要綱を見直し、新たに補助対象事業者の基準、補助対象事業及び補助対象経費を明記した「草加市すこやかクラブ等活動補助金交付要綱」（平成17年告示第94号）を制定しました。

## 健康福祉部障害福祉課

### 1 監査結果

#### (1) 滞納繰越分の調定について

滞納繰越分の調定について、現年度以前の未収は出納閉鎖期間がなく、従って毎会計年度の末日において翌年度へ繰越、新年度の4月1日にいわゆる繰越調定を行うところヘルパ-派遣手数料滞納繰越分については繰越調定が未処理であった。適正な事務処理をはかられたい。

平成16年度中に該当手数料の滞納にかかる繰越調定処理を実施し、処理を終えています。

(2) 補助対象経費について

草加市心身障害者福祉団体福祉事業補助要綱において、具体的な補助対象経費の定めがないので、明確にされたい。

「草加市心身障害者福祉団体福祉事業補助金交付要綱」の一部を改正（平成17年5月26日告示第171号）し、補助対象経費の明確化を図りました。

## 健康福祉部子育て支援課

### 1 監査結果

支出事務について

複写機の借上料が前金払で支出されていたので、地方自治法施行令第163条及び草加市会計規則第47条の2の規定に基づき適正に執行されたい。

平成17年度から複写機の借上料について、業務完了払いで契約を締結しました。

## 健康福祉部保育課

### 1 監査結果

(1) 契約事務について

きたうら保育園給食用ダムウェーター保守点検業務委託及びきたうら保育園エレベーター保守点検業務委託において、業務委託仕様書の内容の齟齬や提出書類として定めている着手届、作業名一覧表などの書類が提出されていない。作業内容の整合性を図るとともに業務委託仕様書の内容を整備し、支払方法についても仕様書に基づき適正な事務の執行をはかられたい。

委託業者に対し求めていた未提出書類については、平成16年度中に受領いたしました。

平成17年度からは、きたうら保育園給食用ダムウェーター保守点検業務委託及びきたうら保育園エレベーター保守点検業務委託業務仕様書の内容を整備し、併せて支払い方法等について仕様書に基づく適正な執行をしております。

また、仕様書に定める提出書類については業者からの提出を徹底いたしました。

## (2) 賄材料費について

賄材料について、業者から提出された請求書の一部に消費税が二重に課されているなどの誤りが見受けられたので、所管課においては適切な処置を講じ、保育園においては業者に対して適正な請求を求めるよう指導されたい。

消費税が二重に課されていた事実があった園については、戻入処理を行いました。

平成17年度から納品書及び請求書への消費税及び地方消費税の額については税方式を原則とし、一部内税方式が難しい品目については、必ず消費税及び地方消費税の額を記載するよう業者に指導徹底を行いました。

また、適正な執行を図るため、「草加市立保育園給食・賄い材料等に関するマニュアル」を作成しました。

## 健康福祉部健康づくり課

### 1 監査結果

#### (1) 支出事務について

印刷機等の借上料が前金払で支出されていたので、地方自治法施行令第163条及び草加市会計規則第47条の2の規定に基づき適正に執行されたい。

平成17年度から印刷機、複写機及び血圧計の借上料について、業務完了払い（月払い）で契約を締結しました。

心電図測定機器の借上料については、先払いと完了払いを比較した見積りの提出を求め、先払いが有利であるとの結論を得たので、草加市会計規則第47条の2第2号の規定により平成17年度も前金払いで契約を締結しました。

#### (2) 補助金の算定基準について

草加市健康づくり推進団体等補助金について、交付額の算定基準を明確にされたい。

平成16年度中に草加市健康づくり推進団体等補助金交付要綱の一部を改正し（平成17年告示第85号）補助対象経費及び交付限度額等の明確化を図りました。

## 市民生活部環境課

### 1 監査結果

補助対象経費について

草加市雨水貯留施設設置事業補助金について、補助対象経費は消費税抜で算定されていたので、明確にされたい。

平成16年度中に雨水貯留施設設置事業補助金の案内書等における補助対象経費は消費税を対象外とすることを明記いたしました。

## 市民生活部市民安全課

### 1 監査結果

#### 支出事務について

都市照明施設整備事業修繕料において、請書及び契約発注書と支払額に齟齬が見受けられたので適正な事務処理をはかられたい。

平成16年度の都市照明施設整備事業修繕料の事務において、請書、契約発注書及び支払額に齟齬がありました。支払額に間違いがないことを確認したため契約発注書の金額を正規額に訂正し、併せて請負業者へは請書の再提出を指導、受理し、平成16年度中に処理を終えました。

以後は、複数者による書類審査を徹底し、同様の齟齬は発生していません。

## 市民生活部市民課

### 1 監査結果

#### 支出事務について

デジタルビジネスフォンの借上料が前金払で支出されていたので、地方自治法施行令第163条及び草加市会計規則第47条の2の規定に基づき適正に執行されたい。

平成17年度からデジタルビジネスフォン借上料の支払いについては、業務完了後年払としました。

## 市民生活部消費労政課

### 1 監査結果

#### 支出事務について

印刷機の借上料が前金払で支出されていたので、地方自治法施行令第163条及び草加市会計規則第47条の2の規定に基づき適正に執行されたい。

平成17年度から毎月業務完了後、翌月払いで執行しております。

## I 財政援助団体等監査の結果に関する報告(平成17年2月28日草監第317号)

(平成16年2月27日草監第274号)

草加市コミュニティ協議会

### 1 監査結果

#### (4) 予算統制について

協議会の歳入歳出予算については、人件費及びコミュニティセンター維持費とコミュニティセンター運営費等、各々定められているが、予算の計上をしないで支出されているもの及び予算が不足しているにも拘わらず流用、補正等をしないで支出されているものが見受けられた。また、助成金の予算積算と助成金申請書の内容に一部齟齬があり、さらに、センター管理運営委託に係る協議会の予算と委託料との乖離が見受けられた。歳入歳出年度所属区分の基準とすべき具体的指標には発生主義と現金主義とに大別されるが、予算に基づく事業の執行を前提としなければ所属年度の錯綜、適正な経営の阻害等が起り得るので、予算統制をはかられたい。

助成金の予算積算と助成金申請書の内訳の齟齬につきましては、草加市コミュニティ協議会事業助成金交付要綱の規定に基づいた助成金の積算及び申請を行い、平成17年度からは齟齬のない予算積算を行っております。

予算と委託料との乖離のにつきましては、乖離が発生しないよう平成17年度の予算から平成16年度に見直した会計規程に基づいた形で作成いたしました。

(平成17年2月28日草監第317号)

総合政策部人権共生課

### 1 監査結果

#### (1) 契約について

アコスホール管理運営委託契約の仕様について、具体的な業務内容の記載がないもの又は作業方法、材料の指定等の記載のないものが見受けられたので、適正な業務の執行が図られるよう改善されたい。

平成17年度委託契約から、仕様書においてより具体的な業務内容及び作業方法を把握できるよう記載事項の見直しを行いました。

#### (2) アコスホール使用料の納入について

アコスホールの施設使用料及び附属設備使用料の納入については、アコスホール設置及び管理条例施行規則第9条に規定されているところであるが、一部、後払いされているものが見受けられた。当該使用料の徴収又は収納についての具体的な事務手続については、受託者と協議のうえ決定されているものと思慮されるが、条例

又は規則等を遵守し、適切な指示をされたい。

平成17年度に規則改正（平成17年規則第34号）を行い、国又は地方公共団体については使用料を後納できる規定を設けました。

## 都市整備部地域整備課

### 1 監査結果

#### (1) 契約について

アコス地下駐車場管理委託契約の仕様について、具体的な業務内容の記載がないものが見受けられたので、適正な業務の執行が図られるよう改善されたい。

平成17年度から、それまで単なる箇条書きだった委託範囲について具体的な業務内容を明記致しました。

#### (2) 駐車料金の徴収又は収納について

シティパーキングアコスの回数駐車券による駐車料金の徴収又は収納について、草加市駐車場条例第8条のただし書きに「…発行のときに徴収する。」と規定されているが、受託者の預り金、振込又は売上預託金からの振替などの後払いによる徴収を認めているため、払込時期の遅れが見受けられた。当該駐車料金の徴収又は収納についての具体的な事務手続については、受託者と協議のうえ決定されているものと思慮されるが、条例又は規則等を遵守し、適切な指示をされたい。

平成17年度に草加市駐車場条例施行規則を一部改正し（平成17年5月26日規則第37号）、草加市駐車場条例第8条ただし書の規定にかかわらず、特定商業団体、特定商業者その他市長が認めた者に発行する回数駐車券の料金については、後払いにより徴収することができるように致しました。

## 草加市監査委員告示 5 号

### 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、草加市教育委員会より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年 2月28日

草加市監査委員 梅 田 隆 志

草加市監査委員 佐 藤 勇

### 通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について

## Ⅱ 財政援助団体等監査の結果に関する報告(平成17年2月28日草監第317号)

### 生涯学習部体育課

#### 1 監査結果

##### (1) 予算の執行について

彩の国まごころ国体草加市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の平成16年度の支出について、実行委員会費、大会運営費の一部に流用等の手続を経ないで支出されているものが見受けられた。

予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため、実行委員会事務局規程第14条に定める手続に従い、適正に執行されたい。

平成16年度において、次のとおり処理が終了しております。

#### ア 実行委員会費

- ・ 負担金、補助金及び交付金

平成17年2月10日、節を新たに設け、対応しました。

- ・ 通信運搬費

平成17年2月15日、役務費内の細節間流用で対応しました。

#### イ 大会運営費

- ・ 消耗品費、食料費、修繕料



- 平成17年2月10日、需用費内の細節間流用で対応しました。
- ・ 通信運搬費  
平成17年2月10日、役務費内の細節間流用で対応しました。

(2) 契約手続等について

- ア 決裁文書及び支出負担行為兼支出命令票について、起案者、決裁権限の職名が市の職名を用いている。責任区分の明確化を図るなど適切な事務の執行をされたい。
- イ 契約書について、印紙が貼付されていないものが散見された。印紙税法第二条の課税物件として印紙税が課せられることとなる契約書については、印紙を貼付するよう指導されたい。
- ウ 軽易かつ少額な契約については、契約書の作成を省略し承諾をもって成立することとなるが、「彩の国まごころ国体弁当調整」は、数量、金額ともに大きくかつ重要と解する。契約書の作成は、契約内容の明確化、証拠化を図るものであるから、一部、別途に契約書の作成を省略し発注する行為は合理性に欠けているものと思慮される。よって、適正な事務の執行をされたい。

平成16年度において、次のとおり処理が終了しております。

ア 決裁文書等の職名表記

平成16年11月1日以降の事務から、実行委員会事務局規程に定める職務権限をもって決裁行為を行う等、対応しました。

イ 印紙の未貼付

契約書の印紙未貼付については、平成17年2月10日までに全て印紙を貼付しました。

ウ 弁当の発注

- ・ 10月16日及び10月17日の弁当

両日合計345個の弁当を、単価契約締結金額より1個100円安い弁当を発注したものです。16日は大会旗・炬火リレー従事者に、17日は国体相撲競技総合リハーサル従事者に支給したものです。なお、弁当調製指定業者二社の内一社を指定して発注したかについては、受注機会の均衡をできるだけ確保しようとしたものです。

- ・ 10月24日～26日の弁当

3日間合計67個の弁当を、弁当調製指定業者に、1個1,500円の弁当を発注したものです。これは、日本相撲連盟の大会役員に支給したもので、先催県の例にならい埼玉県相撲連盟と協議の上、決定しました。

なお、今後については、見積書を徴し、契約を締結し、発注する等、事務執行の適正化をします。

(3) 帳票類の作成について

帳票類の作成にあたっては正確性と普遍性が要求され、改ざん等を防止するため一定の決まりが設けられている。しかし、平成15年度の支出負担行為兼支出命令票の予算額、累計額、残額が鉛筆で記載されているので、適正な事務の執行をされたい。

平成16年度において、次のとおり処理が終了しております。

平成17年2月10日までに、全ての帳票類をボールペンで書き、事務の適正化を期しました。